

東海道草津宿関係史料 (庄屋駒井与左衛門家文書) (二)

小林 博

論集第三十九号(一九九〇年三月発行)から同第六一号(一九九五年五月発行)まで、二三回にわたって連載した草津宿関係史料(駒井与左衛門家文書)はこれで完結することとなった。しかし、すでにお気づきのように、掲載文は原文書の綴り順(一五冊の一〜一五)ではなく順不同である。これは原文書の利用が他と重複したためと筆者が暇をみて少しずつ仕事を進めたためである。その結果、一部で重複や逆順が生じた。そこで最後に今後の利用の便をはかるため、原文書の綴り順に目次を作成した。

この場合、各分冊毎に文書に一連の番号をつけたがこれは原文にはない。したがって文書が羅列されたものについては、番号のつけ方に誤りがあるかも知れないことをことわっておきたい。また、文書に題名がないときは、その内容がわかるように「何何之件」として適宜題名をつけた。さらに、覚、達書、触書などでその内容がわかるものは()の中に記載した。また、原文中の斜め書きの所は……を付した。

目次

原文書の綴り番号

論集掲載番号

論集号数

発行年・月

〔駒井家文書 一五冊ノ内二〕

(一)

第四〇号

一九九〇・五

一 坂口見付

五 助郷御證文之写

享保一〇・安永三

二 黒門

六 御飛脚米御證文之写

寛永一〇

三 火除願候得共付不申候

七 無賃人馬御證文之写

四 神事村尉之訳

八 従御公儀様為飛脚往来年々被

下米之事

九 從御公儀宿方江永拜借并

御救等被下候事

一〇 從御公儀人馬賃錢割増之

内刎錢之溜御貸付利金被

〔駒井家文書 一五冊ノ内二〕

慶応四年辰二月 宿駅御達書之写

一 諸荷物貫目改所之儀

慶応二辰二月
辰二月

二 加宿助郷之件

辰二月

三 助郷并増助郷御印状之件

三月

四 若狭近江両国支配之件

三月

五 誓文(省略)

六 御震翰之御写(省略)

七 定助郷并当分助郷村高勤高可書出事

四月

八 助郷人馬不差出候村々之件

四月

九 禁裏御用等標札等ニ書記候之件

四月

一〇 佛語を以神号ニ相称候神社之件

四月

一一 旗本知行所及び会津故領之件

四月

一二 諸神社向後神祇官付属ニ被渡候事

四月

一三 随從之者不法之振舞之件

四月

一四 御用与相認メ絵符提灯之件

四月

下候事

一 地子御免許御拝借之分

二 文化十四年丁丑四月 明細帳

三 御改所一件

正徳二年

(九)

第四七号

一九九二・二

一五 道中筋御用向宿駅御役所支配之件

四月

一六 尾張家通行遣人馬貳拾万石以上之

四月

國持大名同様心得可申事

四月

一七 松平越中守道中方之件

三月

一八 越州五箇村より差立荷物之件

四月

一九 總督殿京都府知事被為蒙仰之件

四月

二〇 尾州熱田社江御使出立之件

五月

二一 御触書 伊東左京大夫銃隊通行之件

五月

二二 宿駅御役所駒通御役所に改称之件

五月

二三 宿助郷改正時之悪徒之件

五月

二四 助郷御組立御印章御下げ之件

五月

二五 淀川筋村々綱引人足之件

五月

二六 淀川筋村々綱引人足無賃之綱引

五月

一切差出申間敷事并請書

五月

二七 湖水縁水損場荒見聞申付之件

五月

- 二八 人馬差出之達
- 二九 御下渡ニ相成候御印章受印之件
- 三〇 触書(宿駅休泊、繼立等改正)
- 三一 宿役人心得条々
- 三二 触書(通行之定)
- 三三 駅通役所印鑑改

五月
六月
辰五月
辰五月
辰五月
辰五月

〔駒井家文書 一五ノ二統〕

- 四〇 達書覚(人馬繼立)
- 四一 覚 (人馬繼立)
- 四二 触書 請書
- 四三 人馬賃錢割増達書 請書
- 四四 傳馬御用仰付触書 請書
- 四五 裁判所判鑑差遣触書 請書
- 四六 印鑑相改布告
- 四七 人馬賃錢割増御触書
- 四八 助郷村々免状取集触書
- 四九 難洪之村免状可差出触書
- 五〇 万石以下之面人馬遣高制限之触書 請書
- 五一 会津征討兵通行繼立触書
- 五二 薩州彈藥越後へ差立之繼立触書

六月
六月
六月
六月
六月
六月
辰五月
六月
七月
七月
七月
七月
七月
七月

(一〇)

- 三四 御触四通 御本紙入 紙包
- 三五 人馬遣高之心得
- 三六 三日之間繼立之儀差止事
- 三七 人馬賃錢割増仰出
- 三八 川之割増賃錢之触書引戻し
- 三九 諸藩新規印鑑ニテ通行之件

辰六月
辰六月
六月
六月
辰六月
六月
六月

第四八号

- 五三 出兵休泊之節足し賄不立様触書
- 五四 通行ニ関スル触書 請書
- 五五 覚(度会府御用通行触書)
- 五六 覚(永井左門一行之通行触書)
- 五七 紀州家家族通行触書
- 五八 覚(越後府駅通方印鑑) 請書
- 五九 街道筋宿人馬并川場渡船賃錢之儀
- 六〇 柳河少将外大阪より江戸への道中繼立之触書
- 六一 差上申御請書之事
- 六二 覚(紀州藩奥州白川迄彈藥運送之繼立触書)
- 六三 三都飛脚賃錢割増触書
- 六四 覚(外国官判事試補繼立)
- 六五 改正仕法書

七月
七月
七月
七月
七月
七月
辰七月
八月
八月
八月
八月
八月
八月
八月
八月

一九九二・三

〔駒井家文書 一五ノ三〕

慶応四年辰七月より宿駅御達之写

- 一 一回達 七月
- 二 覚 (藤波二位外伊勢参向ニ付継立) 八月
- 三 覚 (大宮御所執事領通行継立) 八月
- 四 触書 (宮繕使通行) 八月
- 五 覚 (軍務官御用銀差立候継立) 八月
- 六 覚 (軍務官フランクット差立候継立) 八月
- 七 覚 (大宮御所役人通行継立) 八月
- 八 宮繕使より桑名宿へ封状壹通 八月
- 九 刑法官御用掛り通行継立 九月
- 一〇 刑法官中之者通行継立 九月
- 一一 御触書 (勢州度会府印鑑相渡) 九月
- 一二 覚 (昼夜早追駕籠継立) 九月
- 一三 覚 (筑後中將門兵卒通行継立) 九月
- 一四 覚 (備前守兵卒東京出兵継立) 九月
- 一五 覚 (例幣使伊勢参宮通行継立) 九月
- 一六 触書 (三都飛脚印鑑相渡) 九月
- 一七 印鑑触書 請書継ぎ送り 九月

(五)

第四三号

一九九〇・二

- 一八 筑後中將兵卒通行延引之触書 九月
- 一九 筑後藩兵通行数増加之触書 九月
- 二〇 新助郷御組定之件触書 九月
- 二一 御東幸ニ付心得違無用触書 九月
- 二二 差上御請證文之事 九月
- 二三 人馬賃銭割増之達 請書 九月
- 二四 覚 (例幣使伊賀越下向ニ付継立) 九月
- 二五 溝口誠之進家来通行継立触書 九月
- 二六 覚 (昼夜早追駕籠継立) 九月
- 二七 覚 (會計官外通行継立) 九月
- 二八 触書 (駅通規則) 請書 九月
- 二九 触書 九月
- 三〇 覚 (彦根藩町人請負用荷物継立) 九月
- 三一 御用状封物継立触書 九月
- 三二 御傳馬所印鑑相渡 九月
- 三三 同請書 九月
- 三四 伊東左京太夫家来越後出兵継立 九月
- 三五 廻達 (賃銭御渡) 九月

〔駒井家文書 一五ノ三統〕

- 三六 覚 (朽木近江守兵隊通行繼立)
- 三七 達書 (岩倉殿江御状差上候事)
- 三八 觸書并請書
- 三九 覚 (御用長持繼立)
- 四〇 觸書
- 四一 觸書 (御用荷物繼立)
- 四二 觸書 (町人請負荷物繼立)
- 四三 觸書并請書
- 四四 御用状封物等繼書立
- 四五 觸書并請書
- 四六 覚 (駕輿丁繼立)
- 四七 覚 (戸田大和守一行繼立)
- 六〇 覚 (人足賃錢取調)
- 六一 覚 (黒田甲斐守兵隊通行繼立)
- 六二 覚 (御用物繼立)
- 六三 駅通御役所御傳馬所 御本紙壹
觸書 (大聖寺産物運送繼立)
- 六四 覚 (會計官御用掛通行繼立)
- 六五 覚 (御使番通行繼立)
- 六六 覚 (駅通司改正方通行繼立)

辰 一二月

辰 一二月

(七)

(六)

第四四号

一九九一・三

- 四八 觸書 (加納藩国産物繼立)
- 四九 觸書 (至急御用繼立)
- 五〇 東海道駅々取調之件
- 五一 觸書 (加州領諸産物繼立)
- 五二 覚 (西辻少将御用長持繼立)
- 五三 觸書并請書
- 五四 覚 (例幣使通行時之賃錢)
- 五五 覚 (金子運送繼立)
- 五六 達書 (駅助郷取調之件)
- 五七 覚 (同上)
- 五八 達書 (同上)
- 五九 産物京都へ運送之事

第四五号

一九九一・六

- 六七 覚 (昼夜早追通行繼立)
- 六八 觸書并請書 (松代産物運送)
- 六九 觸書 (松本藩蔵物運送)
- 七〇 松代飛脚差出候本馬輕尻
還幸二付道路調べ之件
- 七一 還幸二付道路調べ之件
- 七二 御還幸之節警衛之件
- 七三 觸書 (御昼御泊之件)
- 七四 覚 (駅通司書記通行之件)

辰 一二月

辰 一二月

辰 一二月

七五	覚 (弊局付属役人通行継立)	二月
七六	覚 (松山少将通行継立)	二月
七七	覚 (福井藩町人請負用荷物継立)	二月
七八	覚 (用度司御用物継立)	二月
七九	覚 (還幸跡立女中通行継立)	二月
八〇	覚 (駅通司書記通行継立)	二月
八一	覚 (犬山諸産物継立)	二月
八二	還幸ニ付継立之件	二月
八三	覚 (出納司通行之件)	二月
八四	函館与京都迄定飛脚之件	辰五月
八五	触書 (還御ニ付御跡調之件)	二月
八六	東臨還幸道中取調之件	二月
八七	御東行中御用駄賃取調之件	二月
八八	出納司還幸御跡調通行之件	二月

〔駒井家文書 一五ノ三統〕

一〇二	触書 (宿駅え印鑑相渡候事)	二月
一〇三	触書 (伊勢路東海道宿駅え印鑑相渡候事)	二月
一〇四	触書 (宿駅え印鑑相渡候事)	二月
一〇五	触書 (宿場助成貸付金 中山道)	二月
一〇六	触書 (同上 東海道)	二月

(八)

八九	覚 (用度司通行継立)	辰二月
九〇	御達	辰二月
九一	触書并請書 (松本藩町人請負用荷物継立)	辰二月
九二	触書 (福井藩町人請負用物)	正月
九三	触書 (戸田采正産物継立)	正月
九四	触書 (御東幸中定使差立之件)	二月
九五	高山県送出国産荷物継立之件	正月
九六	伊勢度会府之御用状継立之件	正月
九七	此触書人足三人ニ而継立可申候	正月
九八	駅々人夫等心得違無之様可致事	正月
九九	中大夫等通行之節心得違不可致事	二月
一〇〇	達書 (御再幸継立之件)	二月
一〇一	触書 (通行時心得違無之様)	二月

第四六号

一九九一・二

一〇七	駅々旅籠錢取調	二月
一〇八	金札之儀流通之件	二月
一〇九	御達書 (人馬賃錢改定)	巳二月
一一〇	人馬賃錢改め	巳二月
一一一	覚 (軍務官判事通行継立)	三月
一一二	宿駅方継立之件	巳三月

- 一一三 問屋助郷惣代等名目廃止之件 三月
- 一一四 目安箱鍵六色宿々相預候事 四月
- 一一五 御用物長持等掛改候事 四月
- 一一六 御用飛脚定便早便等名称之件 四月
- 一一七 信州飯田藩産物継立之件 四月
- 一一八 触書(去ル五月駅郷一般改正) 已四月
- 一一九 加納國産物継立之件 已四月
- 一二〇 彦根産物継立之件 已三月
- 一二一 三都飛脚賃錢之件 已四月
- 一二二 三都飛脚問屋請負荷物之儀 已五月

〔駒井家文書 一五ノ四〕

- 駒法御改正ニ付御定則并等記録 駒井家
- 一 公事旅行之官員定賃錢人足遣高制限 午二月
- 二 駅通改正表 午二月
- 三 諸道貫目改所定則 午二月
- 四 郵傳規則 午二月
- 五 駅通進掛之者心得方 午二月
- 六 草津宿当分助郷申付 午三月
- 七 不勤之村々対談相済候様達書 一月

〔駒井家文書 一五ノ四統〕

(二〇)

- 一二三 川支之節至急御用状等之処置 已五月
- 一二四 御用物矢橋渡し不可載事 六月
- 一二五 西京駅通司廃止、新印相用候事 已六月
- 一二六 尾州より月並飛脚之継立 七月
- 一二七 御用長物指立候節率領不法之事 七月
- 一二八 諸国社寺御定賃錢之事 六月
- 一二九 御用物運輸取扱疎漏無キ事 七月
- 一三〇 彈正台中巡察之事 六月
- 一三一 諸藩蔵物相对賃錢を以て継立之事 已九月
- 一三二 御用旅行之賃錢

第五八号

一九九四・一一

- 八・九 明治三年年人足所諸人用見込書上 三月
- 一〇 宿御申合之一札 午四月
- 一一 約定書 午四月
- 一二 御請書 午四月
- 一三 差入申一札之事(人足請負) 午四月
- 一四 明治三年相对人馬賃錢書上帳 午四月
- 一五 傳馬所役儀 午四月
- 一六 覚(今般御改正ニ付下夕方難儀之有無) 四月

(二一)

第五九号

一九九五・一

- 一七 桑名より大津迄於大津宿集會罷出方廻狀 五月
- 一八 同上集會出席宿役人 五月
- 一九 評議之件々
- 二〇 御相談之覺
- 二一 江勢駅通掛かり名前
- 二二 江勢駅通方申合
- 二三 何月中諸入用勘定書上帳 (書式)
- 二四 奉願口上之覺 午五月
- 二五 岩槻藩士通行之儀其他 報告 五月
- 二五(1) 日ノ帳雛形 如此諸振り
- 二六 差出方之事

〔駒井家文書 一五ノ五〕 宿内屋敷書上之留記 (一一一)

〔駒井家文書 一五ノ六〕 (一一二)

御手当 駒井

- 一 従公儀様御拝借之覺 (享保十年三月御拝借帳
外天保年間迄の諸手当)
- 二 永永宿助成ニ被下置候口上
地子壹万坪御免許之詔
- 三 同日錢銀之詔 但万請金共いう
- 四 同 御救米之詔

- 二七 毎月朔日与晦日継立高取調取極
- 二八 宿助成仕法元立金、貸渡高等之書式
- 二九 当五月於大津駅御集儀之節御治定御
伺立ニ相成候處此度御本省より御付
札有之候写 午八月
- 三〇 触書 (急御用狀三都飛脚より宿継に
変更之件) 午七月
- 三一 御達 里数刻限之割
- 三二 口上決濟之件 午八月
- 三三 駅通之義ニ付伺書

第五九号 一九九五・一

第六〇号 一九九五・三

- 五 同 御政所被下金之詔
- 六 同 人足扶助金、馬飼料、馬買金之詔
- 七 同 安永三年道中三割増被仰付當節三割御利
足として年々頂戴仕候是也
- 八 同 水難助成金之詔
- 九 同 請取申金子之事 弘化三年四月

- 一〇 差上申一札之事 弘化四未二月
- 一一 申達 未三月
- 一二 差上申一札之事 文政五年二月
- 一三 同 天保一五年三月
- 一四 申達(宿場助成金主法替) 巳三月
- 一五 寄付金之訳 差上申一札之事 嘉永二年八月

〔駒井家文書 一五ノ六統〕

- 二一 差上申一札之事 寛政一〇年一二月
- 二二 仕分雛形
- 二三 差上申一札(水難為救米賃錢割増) 戌一二月
- 二四 申渡(割増年延) 辰正月
- 二五 割増年延、配分方伺 辰四月
- 二六 達 酉三月
- 二七 申渡 酉三月
- 二八 宿附人馬請負金出金證文之写 酉一〇月
- 二九 安政度人馬賃錢割増御達之写 午一二月
- 三〇 乍恐奉差上御請書 午一二月
- 三一 乍恐奉願口上書 明治四年八月
- 三二 安政五年以來拝借口々仕払書上帳 明治四年八月
- 三三 和宮様御下向ニ付宿方御入用

(二三)

- 一六 差入申一札之事 嘉永二年四月
- 一七 井口村人馬代助之件 嘉永二年十月
- 一八 当節五割増之訳
- 一九 天明五年六月御触書之写
- 二〇 御達(人馬賃錢割増) 寛政十年一二月

第六一号

一九九五・七

- 三四 日光御神忌并御進発芸地御引揚御役之御往復御用中元治元子年与以來宿方諸入用 未八月
- 三五 乍恐奉願口上書 明治四年未九月
- 三六 同上 未一月
- 三七 願書 未一月
- 三八 貫目改諸入費被下候 未一月
- 三九 旧膳所藩調達金御調ニ付御答書 壬申七月
- 四〇 御願書 壬申五月
- 四一 乍恐奉願口上書(預り金下げ渡之件) 未一月
- 四二 御届及出庁命令 明治六年
- 四三 旧膳所拝借金之儀ニ付口上書 明治六年二月

〔駒井家文書 一五ノ七〕

文政九年より写之

水難助成金嘆願一件

一 乍恐以書付奉願上候

文政九年一月

二 水難助成金被下置候御趣法書写

享和三年

三 文政六年より

水難助成金御渡し度之請證文写

請取申金子之事

文政六年一二月

四 同 差上申御請け證文之事

文政十年正月

五 同 受取申金子之事

文政十年正月

六 同 受取申金子之事

文政一一年正月

七 同 受取申金子之事

文政一一年六月

八 同 受取申金子之事

文政二年一二月

〔駒井家文書 一五ノ八〕

一五 砂川一件留書

文政一三年

〔駒井家文書 一五ノ九〕

砂川 駒井

一 申合證文

元文末一二月

二 砂川河幅間尺定杭之事

同

(三)

第四一号

一九九〇・八

九 同 受取申金子之事

天保二年一二月

一〇 水難助成金御下渡し分覺

一一 草津宿渡方仕訳書

一二 宿方嘆願ニ付書入用書抜

一三 請證文之事

一四 差上申一札之事

天保一五年三月

一五 申達

巳三月

一六 申達

弘化四年末三月

一七 御口達

四月

一八 差上申一札之事

未六月

(二)

第三九号

一九九〇・三

掲載の順序は「一五ノ九」のあとにしている。

(一)

第三九号

一九九〇・三

三 六ヶ村申合證文書

明和元年申一二月

四 六ヶ村取替砂川定杭番附并間数帳

申一二月

- 五 一札之事 寛政九年六月
- 六 砂川筋定杭為取替帳 文化一四年三月
- 七 一札之事 同
- 八 川さらえ願書 天保六年九月
- 九 願之儀難被及御沙汰候事 九月

〔駒井家文書 一五ノ一〇〕

一五ノ一〇の前半は、寄進状、御判物之写、御請取書（弘化甲辰元年一二月）、寺社明細帳（文化元甲子年）などであるが、ここでは省略した。

- 一 江州栗太郡志田庄草津町明細帳 元禄一四年
- 二 地方書上帳控 延享四年卯正月
- 三 御分間御絵図御用 宿方明細帳 享和三亥年二月
- 四 (年代不詳) 明細帳 栗太郡志津庄草津村
- 五 明細帳 文化一四丁丑四月

(この五は一五ノ一に収録のものを再掲)

(注) 八と九の間に「御一新ニ付神事改正之規則」があるが、これは東海道草津宿関係史料(十二)(論集第五〇号九五)に掲載した。

〔駒井家文書 一五ノ一一〕

- 往還 大除地水溜 駒井氏

一 御高札場

- 一〇 乍恐奉申上口上書之事 天保七年八月
- 一一 乍恐奉願上口上書之事 弘化四年九月
- 一二 乍恐奉願口上書 安政二年八月
- 一三 堤筋あらし之建札之件 六月
- 一四 乍恐奉願口上書 慶応元年七月

(四)

第四二号

一九九〇・一〇

- 六 御尋ニ付奉申上書付 (安政四丁巳閏五月四日長崎御奉行兼御勘定奉行水野筑後守通行時の御尋への書上)
- 七 立木社寄付田地之事
- 八 近江国栗太郡立木社由緒書 慶応四年閏四月
- 九 明細帳 明治四年

(二三)

第五一号

一九九三・二

二ノ一一は次号に掲載

- 一二 乍恐奉願口上書 文政七申五月
 - 一三 乍恐奉願口上之事 同
 - 一四 宮川石垣普請之願 文政八酉五月
 - 一五 乍恐奉願口上事 同
 - 一六 乍恐奉願口上書之事 天保七申五月
 - 一七 乍恐奉願口上之事 天保一二丑五月
 - 一八 乍恐奉願口上之事 六月
 - 一九 地臟家形并汲井戸雨覆工事聞濟申渡 弘化二年四月
 - 二〇 覺 弘化四未七月
 - 二一 乍恐奉願口上之事 嘉永七申八月
- 〔駒井家文書 一五ノ一一統〕
- 二 町絵図
 - 三 往還伏板樋之覺 享保一〇亥年書上之表趣願共
 - 四 道標・常夜燈
 - 五 堅メ足輕之覺
 - 六 貳拾四小路之訳 文政卯一二月
 - 七 延享五辰午朝鮮人来朝ニ付前卯年道法御尋之時書上

(二四)

- 二二 乍恐奉願口上書 申七月
 - 二三 乍恐奉願口上書 嘉永元申四月
 - 二四 砂留古来間數員數御尋之答 嘉永六丑二月
 - 二五 東海道中仙道打合草津村往還ニ及ヒ道幅橋とも間數書上 明治五申七月
 - 二六 道案内立石之義ニ付御願書 明治五申一月
 - 二七 伯母川筋通船之義ニ付御願書 明治六年三月
 - 二八 御高札場建物間數之義ニ付御届書 明治六年四月
 - 二九 御高札御返上之義ニ付御届書 明治六年四月
 - 三〇 凜証書 明治六年四月
- 第五二号
- 八 町間數之事 一九九三・三
 - 九 東横町水替場普請之件 宝曆一一年
 - 一〇 町之番所打建願 同
 - 一一 一札之事 天明四年一月
 - 一二 火よけ水溜池之件 明和三年申六月
- (注) 一二は番号が、誤って重複。

〔駒井家文書 一五ノ一二〕

(一四)

第五二号

一九九三・三

田地附屋敷 溜池附水溜 井関附樋

一 田畑 屋敷 面積并分米 天正一九年卯月

二 同 慶長七年一〇月

三 常善寺御朱印五拾石之事 寛永一三年

四 地子御免許之事 寛永一二年

五 元禄年中永引高之事 寛政二年

六 新田高之事

七 池跡田

八 池跡田見立之覚 寛政四子年

九 乍恐御願奉申上候口上書 丑一〇月

一〇 米極田堤請所御調ニ相成同年右三ヶ所池跡

御高入ニ相成其節書上候反畝見積 天保三年

〔駒井家文書 一五ノ一二統〕

(一五)

第五三号

一九九三・一〇

二〇 統

二一 川普請所之覚ほか 天和三年正月

二二 御田地明細書

二三 御社領

二四 差上申口上書 卯五月

二五 取扱之事

一一 米極田畝請所堤間数書上 天保三年七月

一二 小物成之事 明和八年

一三 立木大明神御領配分之覚

一四 寛政四年新池出来

一五 郡上野池御証文 慶長六年六月 延享三年一〇月

一六 池相改

一七 馬除ヶ場之事

一八 地下蔵屋敷之事

一九 郡上野池床之樋御改め 享保一〇年八月

二〇 諸書上表

二六 毛附高并家数書上帳

二七 大工高書上 文化一一年三月 文政一一年一月

二八 琉球人参府帰国後書上 天保三年七月

二九 乍恐奉願口上之事 天保五年一月

三〇 込田池東之方堀さらえ書上

三一 近江國絵図一件 天保八年四月

〔駒井家文書 一五ノ一二統〕

- 三二 御国絵図御調ニ付書上覧 天保八年四月
- 三三 高反畝書上 天保一三年九月
- 三四 御尋ニ付奉申上候書附 天保一三年
- 三五 琉球人来府ニ付宿高書上帳 嘉永二年八月
- 三六 琉球人来府ニ付宿方書面帳
- 三七 日光御法会ニ付宿高書上帳 慶応二年二月

〔駒井家文書 一五ノ一二統〕

- 四二 草津村川々堤防等官目箇所取調帳 明治五年七月
- 四三 明治二年より明治三年迄ニケ年分 明治五年七月
- 官費用調書
- 四四 朱印地常善寺高反別書上 壬申六月
- 四五 高反別取調書上帳 明治五年七月
- 四六 新田湯筋件御願書 壬申三月
- 四七 分村之義ニ付御猶予御願書 明治五年

〔駒井家文書 一五ノ一二統〕

- 五五 小物成書上 明治六年四月
- 五六 起帰田反別 高

(二六)

第五四号

一九九三・一二

(二七)

第五五号

一九九四・二

- 三八 毛附高書上 同
- 三九 乍恐御願書 請書 明治五年四月
- 四〇 差入申一札之事 同
- 四一 村高明細書 上 明治四年一二月
- 四二 嘉永五年より明治四年迄二〇ケ年取米書上帳

- 四八 分合村之義ニ付濟書 明治五年一二月
- 四九 渡り地之義ニ付御伺書 同
- 五〇 上地御払下ケ之義ニ付御願書 明治六年一月
- 五一 地所取調之義ニ付伺書 同
- 五二 渡り地之義願書
- 五三 池普請之義ニ付御願書 明治六年二月
- 五四 雑税之義ニ付御願書

(二八)

第五六号

一九九四・六

- 五七 田畑諸引書上 明治六年四月
- 五八 高反別取調書上 同

五九 御料並調査ニ付新田高より組変候分
六〇 乍恐以書付御願奉申上候
明治六年四月

〔駒井家文書 一五ノ一三〕

雜記

- 一 御賞美被下候事 明治三年九月
- 二 産神例祭ニ付乍恐奉願口上書 明治五年三月
- 三 通船之義ニ付乍恐口上書 明治五年四月
- 四 御布告御下渡御願書
- 五 婚礼婿入事件ニ付御願書 明治五年六月
- 六 御書付之写 壬申六月
- 七 道直シ之義ニ付御願書 明治五年七月
- 八 元浜村より當駅江被差入候証書写 明治五年九月
- 九 村中組頭役取極之義ニ付御願書 明治五年八月

〔駒井家文書 一五ノ一四〕

家譜

〔駒井家文書 一五ノ一五〕

由緒書

駒井与左衛門

明治二年

六一 池普請ニ付御願書 明治六年二月
六二 池普請之節入費之義 明治六年五月

(一八)

第五六号

一九九四・六

- 一〇 油商社取建申度ニ付御願書 明治五年七月
- 一一 乍恐御届書(商社之目標) 壬申九月
- 一二 葬式規則 明治五年一〇月
- 一三 区内草津村相統之義ニ付御伺書 明治六年一月
- 一四 乍恐建言(草津川工事) 明治六年
- 一五 鞭商税之義ニ付御願書 明治六年四月
- 一六 古手古道具商税之義ニ付御願書 明治六年四月
- 一七 乍恐御詫口上書 壬申九月
- 一八 年賦別添請証文 明治六年一月
- 一九 非常役心得方請印帳 明治五年七月
- 二〇 官費建物御取調ニ付書上 明治六年五月

(一九)

第五七号

一九九四・九

(一九)

第五七号

一九九四・九

以上で駒井家文書の活字化を終わるが、終わりにあたってまず本史料の写真提供並びに翻刻の許可を頂いた東京大
学法学部法制資料室にお礼申上げる。史料解読は一部を草津市街道情報センター（おもに西村寛志）の原稿によった
ほか、筆者が大谷安彦（滋賀県立図書館）、清水透（膳所藩史料研究会）、畏友山口之夫（大坂歴史学会）の各氏から
教示を得て行った。これら関係各位に感謝の意を表する次第である。筆者はこの分野の専門ではないので不明の箇所
があり、また誤りの箇所も少なくないと思われる。この点については今後正誤表を作成する考えである。なお、一九
九五年二月、草津市街道文化情報センターから『草津宿庄屋の記録』（草津市史料集4）が刊行された。これは駒
井家文書第一〜六分冊を印刷したもので、筆者のものと重複する。しかし、誤りの箇所は必ずしも同じではなく、改
めて原文書にあたる必要がある。なお、『草津宿庄屋の記録』には丸山雍成氏の「駒井家の由緒とその所蔵史料」、筆
者の「駒井与左衛門家所蔵の草津町明細帳」と題する解説があるので参照されたい。

